

令和元年10月28日

令和元年台風19号豪雨災害に伴う業務委託等における
旅費交通費等の取り扱いについて（通知）

令和元年台風19号豪雨災害に伴い実施する測量・設計業務等については、早期の復旧に向けて迅速に業務を進めていく必要がありますが、被災箇所が多く測量業務等を行う人員が不足していることから、旅費交通費等について下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 測量・調査業務における旅費交通費等の取扱いについて

受注者が県外に本支店等を有する建設コンサルタント等（県内業者は除く）に測量・調査業務の一部を再委託した場合、業務を実施するために要した旅費交通費等を追加計上します。

2 対象業務（以下の全てを満たす業務）

令和元年台風19号豪雨災害に伴う業務で、現地での作業を主とする測量・調査業務（設計に係る業務は対象外）

3 設計計上可能項目

- (1) 県外に本支店等を有する建設コンサルタント等の所在地からの往復交通費
（往復旅行時間にかかる直接人件費を含む）
- (2) 滞在費（宿泊費）

4 手続きの流れ等

- (1) 発注者に対して、県外に本支店等を有する建設コンサルタント等に業務の一部を再委託したい旨の協議を行ってください。
（協議後に再委託承諾申請書（様式1、2）を提出し承諾を受けてください）
- (2) 受注者は、別紙「旅費交通費等集計表（再委託等）」を、業務の実施後速やかに発注者へ提出してください。
- (3) 受注者は、別紙の内容について確認できる資料（健康保険証の写しなど、技術者が県外本支店等の所属であることが確認できる資料、日報、実際に支払った全ての証明書類等）を発注者に提出し、発注者は別紙の内容が確認できた場合、変更契約を行います。
- (4) 旅費交通費等の算出における積算上の基地は、県外本支店等が所在する市役所等とします。

5 旅費交通費等の積算の考え方

(1) 積算上の基地から現地までの片道距離が 60km 程度以下、又は、滞在より高速道路等の利用により通勤で業務を行った方が経済的であり実態に合致する場合

①通勤により業務を行うものとします。

②積算上の基地から現地間の移動は連絡車(ライトバン)運転を標準とします。

ただし、測量業務においては連絡車(ライトバン)運転費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しません。

高速道路を利用する場合は、高速料金を別途計上します。

業務実態に合致しない場合は公共交通機関料金等を計上することができます。

③片道所要時間が 1 時間を越えた分の直接人件費については、直接経費(旅費交通費)に別途計上します。

(2) 積算上の基地から現地までの片道距離が 60 km程度を超える場合

①現地に滞在して業務を行うものとします。

②積算上の基地から現地間の往復交通費を計上します。

移動は連絡車(ライトバン)運転を標準とし、高速道路を利用する場合は、高速料金を別途計上します。業務実態に合致しない場合は公共交通機関料金等を計上することができます。

③往復旅行時間にかかる直接人件費については直接経費(旅費交通費)に別途計上します。

④滞在費(宿泊費)については、実際に支払った費用を計上します。宿泊費は、旅館・ホテル等の宿泊料金、アパートの借上料金等とし、食事代等は対象となりません。

6 その他

(1) 契約済みの業務についても適用します。

(2) 再委託については、測量業務共通仕様書第 30 条の記載事項に留意してください。